

## テロと戦争

河野 眞 治

### (I)

前々号で澤氏の『ブッシュの戦争』の紹介に対するコメントを書いたところ、前号で反論をいただいた（澤、参照）。私のコメントは簡単なものであったが、澤氏の反論は9・11テロ以来の一連の事態についてかなり広範囲な問題に対し氏の見解を示したものである。私は軽いジャブのつもりであったが、返ってきたのは強烈なカウンター・パンチだったというわけである。私も少し腰を落として防御と、澤氏ほどのパンチ力はないが、ジャブ以上の攻撃を試みたい。

以下、澤氏の提起した問題や私への批判点に答えながら、9.11テロ後のアメリカの行動に対する見解を述べたい。氏はテロ後のアメリカの行動を正当なものと主張されているが、私はいかなる点からも正当性はないことを論証したい。なお本誌の読者は既に澤氏の論文を読まれていることを想定し、煩雑さを避けるため澤氏からの直接引用は極力控えるが、私の解釈や理解がおかしいと思える場合は、前号の論文を参照していただきたい。

### (II)

最初に「9.11テロ」は戦争か犯罪かという問題から入ろう。澤氏はこれを「戦争」、「新しい（態様の）戦争」といわれている。9.11テロは戦争でも犯罪でもなく、テロである。それでテロとは何かという議論をしなければならぬ。テロの定義の困難さの故に、例えば国連はその定義付けを放棄し、個別の行為ごとにその対処を決めているほどであるが、学会がそれをあきらめているわけではない。ここではテロは、「ある政治目的を達成するために、非国家組織によって行われる暴力行為」と定義する<sup>1)</sup>。

テロに関する議論をまとめたシュミット達の著書によれば、彼らの調査した研究者の109の定義に出てくる要素は、主たるもので22あり、もっとも頻繁に使用される5つの要素は、暴力(83.5%)、政治性(65%)、恐怖(51%)、脅迫(47%)、心理的效果(41.5%)である(Schmid, pp5-6)。テロの定義に、その目的を達成するために暴力行為を用いるという点を含めることは殆ど異論はないであろう。恐怖、脅迫などはその暴力に付随する効果であり、テロを詳細に議論する際には重要な要素であるが、定義そのものに含める必要はない。定義の中では政治性をめぐる議論が最大の争点である。しかしテロの定義より政治性を落としてしまうと、問題は単に暴力の形式だけを問うことになってしまう。テロの多くが一側面として狂信性、非合理性を持っていることは否定しないが、しかしその点だけが強調されるなら、テロは学問の対象になり得ない。個人的動機より発する犯罪とは異なる政治目的にこそテロの固有の問題がある。

宮坂氏は「テロリズムの本質は恐怖を与えることであるから、それは政治的な行為とは限らない。テロ=政治的性格は、一度捨て去る固定観念である」とされ、定義から政治性を除かれている(宮坂, 27頁)。しかし恐怖そのものが目的というような暴力行為は、ことさらに政治的議論の対象にする必要はなく、恐怖をを与えて何を達成しようとするのかが問題である。政治目的がないテロ、あるいは非政治的テロという言い方もあるが、それらは通常の犯罪として扱えばよい。暴力行為の形式よりも、その意図や背景の方がより重要な問題である。犯罪にも個人が行うものから組織暴力まで、形態も規模も多様なものがあり、あるケースでは残虐性や規模の点でテロ以上のものも

- 1) 私自身テロの定義をなるべく単純化しようとしたらこの三つの要素が残ったが、その後この定義を強烈に批判している文献に出会った(Byford, p35, 訳, 282頁)。彼は言う、「安易に定義してしまうと『政治目的のために暴力を用いる非国家組織』がテロ集団ということになる。しかしこの論理に従うと、サダム・フセインが自国民に対して用いる暴力はテロリズムではなく、一方で、イラク国内の反体制派による反政府活動はテロリズムとみなされてしまう」。この批判は、どうしてもテロリズムの定義に価値判断が入るためと思う。あくまでテロを政治現象としてとらえ、そこから正悪の判断を除くことが重要である。バイフォード自身は定義を不毛な努力としている。

当然存在する。ここではそのような暴力の形式ではなく、政治的テロこそ我々が特別に区別して議論すべき対象だと考える<sup>2)</sup>。

アメリカ政府にはテロに関するいくつかの定義が存在するが、連邦法のそれを紹介しておく次のようになっている。テロとは「政治的、社会的目的の達成を目指し、政府、市民、他の団体を脅迫、威嚇するための国民や資産に対する強制、暴力の使用」である (28C.E.R. Section 0.85, F.B.I. p.i)。

政治性の問題と関連しこの間の議論ではテロの「根本理由」という言葉が使われ、これは保守派から最も忌み嫌われた言葉である<sup>3)</sup>。根本理由で挙げられるのは貧困だとか教育水準、政治制度などの問題だが、しかしここには一つの誤解がある。すなわち政治目的を考慮したり背景を考えることは、テロを擁護することになるという論理である。しかしどのような立場にあっても、9・11のテロ行為そのものを支持するものはテロリスト以外にそう多くいるわけではない。あるいはテロリズムの研究者はテロを支持しているわけではなく、それは戦争の研究者が戦争をするために研究しているわけではないのと同様である。ここでの戦争の研究とは勿論、軍人による戦争遂行のた

---

2) カーター政権の大統領補佐官だったブレジンスキーはテロの政治性を取り分け強調している。「テロは、領土、民族、宗教をめぐる長期に及ぶ『紛争の一つの現象』にすぎない。ここで区別をつける必要がある。テロは、時に宗教的な熱情や社会問題によって深刻化する政治問題が引き起こす現象なのだ」(スコークロフト、他、286頁)。同様にクリントン政権の補佐官バーガーも次のように述べる。「対テロ作戦には軍事的側面だけではなく、一方でテロという現象を引き起こした政治的側面があることを忘れてはならない。軍事面だけに特化し、政治的側面への対応を怠れば、テロネット・ワークの破壊と解体、そして過激主義者を孤立させようとする試みによって、逆に、われわれが孤立してしまう危険がある」(同、289-90頁)。

3) 宮坂氏は根本原因を強調することに批判的である。「とにかくテロ対策というと『根本原因 (root causes)』の除去が重要だとよくいわれるが、根本原因への対処は限定的効果しかなく、またそれをあまりに強調すると反テロ国際規範を掘り崩すおそれがある。…たとえ根本原因が、貧困、抑圧、教育欠如などの克服を指すとしても、いずれもテロリズムとは直接関係ない。これらはテロリズムの原因ではなく『背景』とみなすべきである」(寺島、他編、163頁)。しかし背景はテロリズムとの関連が十分検討されなければならないし、「抑圧」が他と並列されているのは納得できず、これはテロの直接的原因に十分なりうる。

めの戦略、戦術の研究ではなく、社会科学的研究をいい、戦争を知らずして戦争をなくすことはできない、という立場の研究である。テロの学問的研究という点に限っても、その全体的把握を目指すなら、それが関わる全ての要素を射程に入れて解明を意図するべきであり、何らかの価値判断である種の要素を除くべきではない。さらにテロの根絶という実践的立場からしても、その根源的把握は不可欠なことであり、テロの暴力性だけを強調しそれへの暴力による「反撃」という態度だけでは、テロの根絶ということは不可能である。アメリカのテロ対策の4つの原則は、その第一にテロにはいかなる譲歩もいかなる交渉もしないと述べているが (US Dept. of State, p.xi), その論理だけが一人歩きをするとただ暴力対暴力と言う構造が出てくるだけであり、実は新しいテロを生み出すことになる。

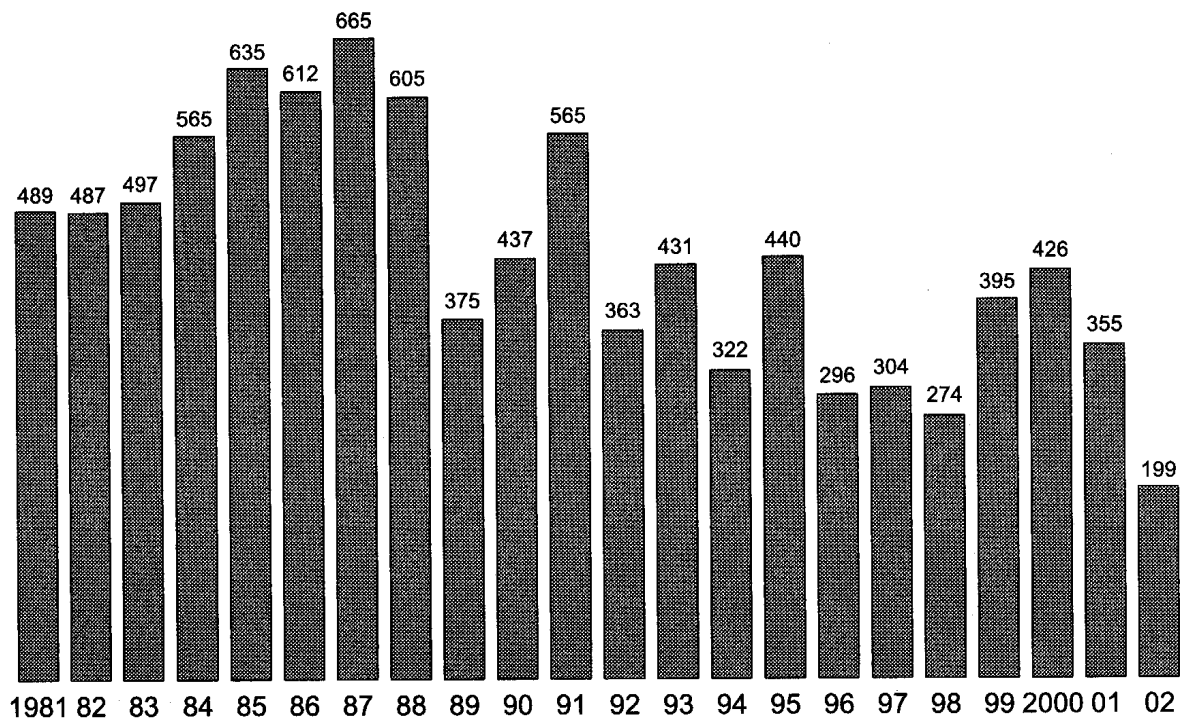
次にテロと戦争の違いの問題に移ろう。戦争については、「戦争は常に政治的状态から発生し、政治的動因によって惹起される。だから戦争は政治的行為である」、「戦争は政治におけるとは異なる手段をもってする政治の継続に他ならない」というクラウゼヴィッツの有名な言葉がある (クラウゼヴィッツ, (上) 56-58頁)。このような政治的性格を除くと、戦争は国家間の正規軍による戦闘のことであり、この点で当事者の一方が非国家組織であるテロと決定的に異なっている。また戦争における一般的目的は戦闘能力の殲滅であり (これは実際の戦争では民間人が殺されるという現実を否定しているのではない)、テロの攻撃目標が軍・民間の両方を対象としているという点でも異なっている。

非国家組織の行為という点では、「国家テロ」という表現がある。この間のアメリカの行動に最も批判的論陣を張ってきた一人であるチョムスキーは、むしろアメリカの国家テロの批判者である。彼はテロは最初に使われたフランス革命の時以来、本来国家テロを意味するものとして使われてきたのであり、その後国家の側が敵対者を批判する言葉に変えたのだという (チョムスキー, 5-6頁)。しかし権力を保持する国家の抑圧的行動 (自国民も他国民も含めて) とここでの対象としてのテロは意味が全く異なる。これらを並べて

議論するのは無理があり、そうすることで国家の権力を使った抑圧、弾圧、虐殺などの行為の非正当性はむしろあいまいになるのではないか。

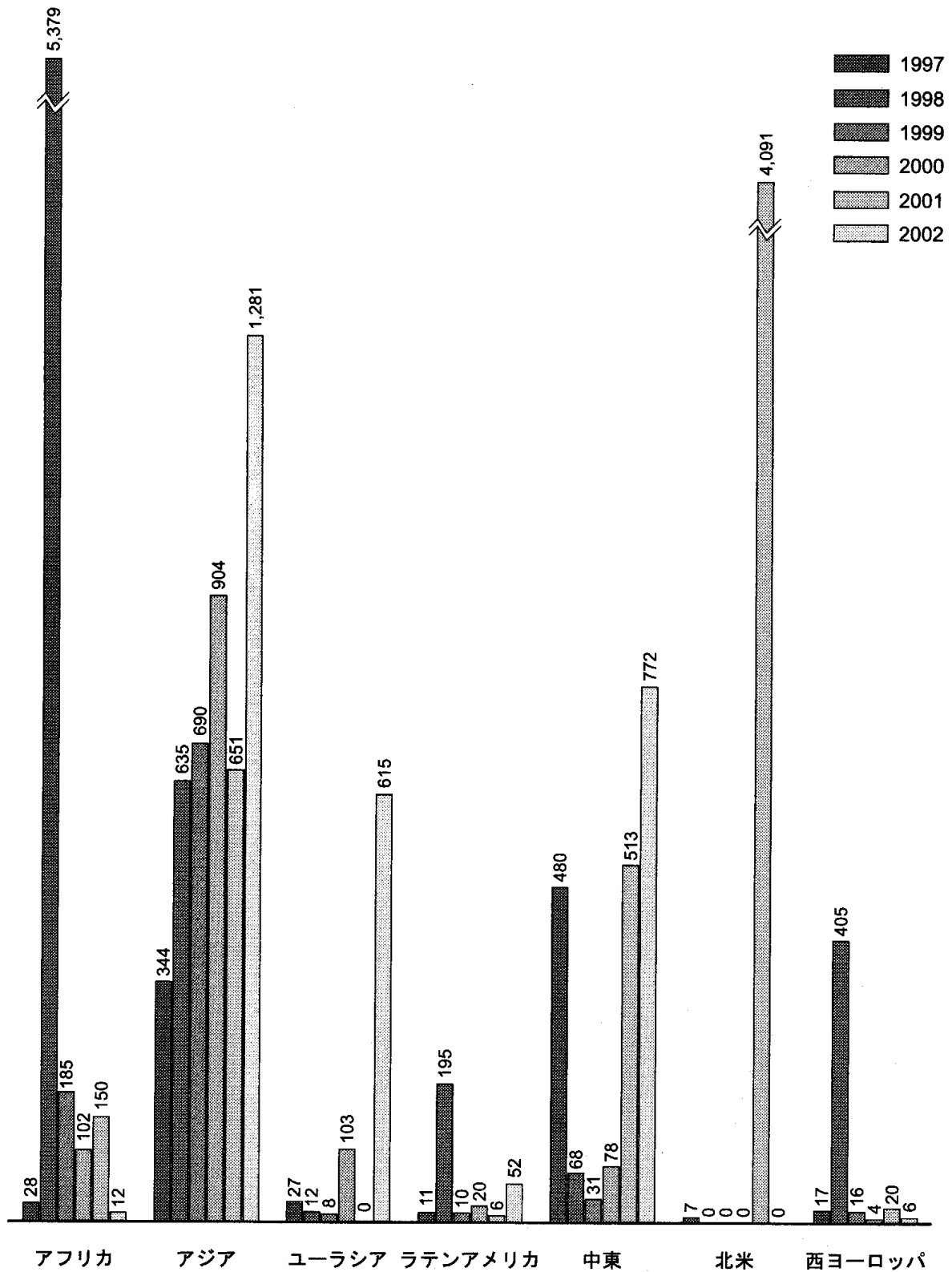
澤氏が殊更に「テロは戦争」と言われ、ブッシュ大統領がこれは戦争だと言ったのには、次のような事情があったと思われる。それは9・11テロの規模と方法の残虐さが想像を絶するものであったこと、アメリカ本土が直接攻撃されたこと、しかもそれが経済活動と政治・軍事の中枢部であったこと、などである。規模と方法の新しさは認めるが、テロ活動という点に関しては、9.11は実は特別なことではない。以下の二つの表は米務省の調査によるものであるが、テロ自体は最近の動向を見ても世界中で継続的に発生しており、実は国際政治の一問題として9.11のあるなしにかかわらず対処すべき問題だったのである。それに特別の意味が与えられているのはアメリカ本土が狙われ、アメリカが被害者であったということが原因ではないか。しかしそのような地域的事象はテロの本質を変えるものではない。

表1 国際テロの件数 1981—2002



Source: US Dept. of State, *Patterns of Global Terrorism 2002*, 2003. p.161.

表2 国際テロによる地域別被害者数



Source: 表1に同じ。p.163.

ブッシュ政権の「テロとの戦争」キャンペーンは、言葉の使い方を一層複雑なものにしている。ブッシュ大統領はテロの直後から「これは戦争だ」と言い、「テロとの戦争」キャンペーンを展開しているが、ここには二つの事柄が混在している。我々はレトリックとして「貧困との戦争」、「エイズとの戦争」というような言い方をするが、勿論これが実際の戦争を意味するわけではない。「テロとの戦争」は正にこの意味で本来は使われるべき言い方である。しかし9.11攻撃ををあたかも戦争状態ととらえ、テロ対策の中心を軍事的行動におき、実際にも戦争を引き起こしているが故に、この区別がいまいになっている<sup>4)</sup>。

澤氏に改めて聞きたい。氏がテロを戦争といわれるのはテロ一般がそうなのか（佐渡氏は全てのテロを戦争の一種といわれる。ちなみに氏の著書は9.11以前に出版されたものである。佐渡，参照。），9.11テロが「新しい戦争」なのか、後者であるなら、従来のテロと違いこれを特別なものにしているのは何なのか、説明していただきたい。

### (Ⅲ)

9.11テロは何を目的に行われたのか。未だにテロの全貌は分かっていないし、実行グループの側がそれを語っていないので、ここでは周辺部分の情報を語ることにしかできない。

9.11はオサマ・ビンラディンとアルカイダが計画し遂行したと断定し、最も包括的に述べているのは2001年10月のイギリス政府の発表である。ここでは事実関係を争うことが目的ではないので、アルカイダとビンラディンが何を「目的」としているのかを見ておく。アルカイダはウサマ・ビンラディンによって1989年に当時のアフガンに侵攻していたソ連と戦うために結成さ

---

4) この言葉使いを使ってアメリカを現実の戦争へと駆り立てたことを批判しているのはウォルフレンである。『『貧困との戦争』・『犯罪との戦争』・『麻薬との戦争』・このように『戦争』という言葉が至る所で比喩的に使われてきたため、アメリカ人はこの言葉の本来の意味に鈍感になっている。』（ウォルフレン，p123）

れた。96年のジハード宣言によれば、「イスラムの民は、ユダヤ人と十字軍の同盟やその協力者の押し付ける侵略や不正行為、不法行為に苦しんできた」と述べ、「ジハードを戦い、この地をこれら十字軍占領者から清めることは、今やアラビア半島のあらゆる部族に課せられた義務である」、「パレスチナと、二つの聖地を持つ地のあなたの兄弟たちは、あなたの助けを求め、敵—米国人とイスラエル人—との戦いに参加するよう、あなたに求めている」、「(イスラム聖地の) 米国人占領者をテロの恐怖に陥れることは、宗教的また論理的な義務である」という(英国政府、訳93頁)。また1998年2月のイスラム教徒への命令である「ファトワ」で、あらゆるアメリカ人—軍人であろうと民間人であろうと—を殺害することを全ムスリムの義務、としている。組織的には米務省のレポートによると、現在全世界に数千人のメンバーがいる。

ビンラディンは元々米国の崇拝者だったという。「しかし、93年にハルツームで最後に会見した時、ビンラディン氏は反米に転じていた。湾岸戦争を主導した米国に対して『裏切られた』との意識を強烈に抱いていた」(アラブ人ジャーナリスト、アントワヌ・スフェール氏のインタビュー、『朝日新聞』2003年9月11日)。他の文献によればソ連との戦いの際、アメリカCIAとパキスタン諜報部は彼らに支援を与えたという(ロバーツ、31頁)。アフガン攻撃開始直後の彼の声明では、「米国民よ、私は神に誓う。パレスチナに平和が訪れない限り、異教徒の軍隊がムハンマドの地から出て行かない限り、米国に平和は訪れない」と述べている。

次の点を確認しておきたい。第一にアルカイダという組織の誕生からして、当時の冷戦とソ連のアフガン侵攻、アメリカの対抗策という国際政治の産物だということである。第二に中東、特にイスラエル・パレスチナ問題の中でこれらの過激組織が誕生していることである。それ故次のような評価が生まれる。「アルカイダの個々の行動はしばしば広範な支持は得ていないが、彼らの主張はイスラム世界の大部分で教義に沿ったものであり、賞賛に値するとみなされている」(US Congress, p194)。

テロ組織そのものの説明は当然の課題であるが、しかし中東石油の先進国



による支配の歴史、冷戦期の国際政治、イスラエル・パレスチナ問題など国際政治の鬼っ子としてテロリストは存在しているのである。そうしたら少なくとも先進国の側からは、その歴史に対する反省がなければならないが、そもそもその政治状況の方は何も変わっていないのではないか。まさにテロの「根本原因」が議論されなければならないのである<sup>5)</sup>。

#### (IV)

アフガン侵攻をめぐる国連決議の問題について検討しよう。私は国連決議はアフガン侵攻を容認していないと考えている。澤氏も指摘されているように、検討すべきは「安保理決議1368号」（以下決議は全て<http://www.un.org/Docs/sc/unsc.resolutions.html>）と10月8日の「アナン発言」である。まず決議1368の内容を確認し、アフガンについて何を述べているか検討しよう。決議は前文で、国連憲章の目的・原則を再確認し、テロ行為によって引き起こされた国際平和と安全に対する脅威に対し全力で戦う決意を示し、憲章上の個別的、集団的自衛権を確認している。そして本文では、1. 「9・11」のテロ行為を非難し、2. 犠牲者と遺族、アメリカ国民に同情と弔意を表明し、3. 「全ての国家にテロ攻撃の実行者、組織者、支援者を裁きにかけるために協力を求め」、4. 関連する反テロ決議と安保理決議1269号の完全履行を求め、5. 「9.11テロ」とあらゆる形態のテロと戦うために「あらゆる必要な手段をとる用意がある」と決意を表明する。

さて澤氏は先回りをして、この決議がアフガン侵攻を容認したものではないという批判者の見解を既に紹介されている。第一は個別的、集団的自衛権

---

5) テロは歴史のなかでどのような役割を果たしてきたか。歴史小説家司馬遼太郎氏に『幕末』という当時の暗殺を題材にした短編集があるが、その「あとがき」で次のように述べている。「幕末の暗殺は、政治現象である。政治情勢からでてきている。…書きおわって、暗殺者という者が歴史に寄与したかどうかを考えてみた。ない。ただ、桜田門外の変だけは、歴史を躍進させた、という点で例外である。これは世界史的にみてもめずらしい例外であろう」（文春文庫、476-8頁）。暗殺の方がテロより範囲の狭い概念であろうが、暗殺という直接的な目的が達成されても、その政治的意図が実現できたテロ行為は稀有ということであろう。

の確認が前文でなされていることであり、一般的な確認に過ぎないこと、第二に安保理は武力行使の「承認」をしていない、第三に国連決議は報復行為を禁じている、というものである。第一点目について追加すれば、憲章51条の自衛権の行使は安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持名に必要な措置をとるまでの間に限られる。4週間も経過して、しかもその瞬間には攻撃を受けていない段階で自衛権の行使は認められない（松井，42-43頁）。第二点目に付いても注釈が必要であろう。イラクをめぐる決議でも問題となることであるが、湾岸戦争において当時の多国籍軍にイラク軍への攻撃を承認した「安保理決議678号」は、イラク軍がクウェートより期限までに撤退しない場合には、加盟国がそれを実行させるために「あらゆる必要な手段」をとることを「承認」(authorize) していた。今度の決議は「あらゆる必要な手段」をとる決意が表明されているだけであり承認されておらず、しかも手段をとる主体は「安全保障理事会」である（松井，46頁）。この「あらゆる必要な手段」が武力行使を意味するという方法は「決議678号」より一般化したやり方であるが<sup>6)</sup>、松井氏はこの方法自体憲章上疑義があるとされながら、それを前提しても、前述の批判に加え、この決議が憲章第7章の下で採択されたものではないこと（「決議678号」には明示されている）を指摘されている（同上）。

私自身の一つの疑問を提起しておけば、この決議には「9・11テロ」に対する非難はされているが、具体的な実行者についての言及はない。テロ直後の決議であるから当然である。確かに「決議1269号」に触れておりそれはオサマ・ビンラディンの引渡しを要求したものであるが、それはテロに関する他の決議の履行と並べて述べられているのであり、実行犯の特定がなされているわけではなく、さらにアフガンについて一言も触れられているわけではない。軍事力の行使を容認するものとしてはあまりに具体性に欠けているの

6) 「決議678号」は 'all necessary means' と述べているが、「決議1368号」は 'all necessary steps' となっている。これが何か具体的な意味の違いを表しているのか、確認できなかった。

ではないか。

澤氏は安保理決議をめぐる批判の紹介はされたが、それへの反批判はなされていない。氏が最大の拠り所とされるのは、10月8日のアナン発言である。この発言は国際法学者に衝撃を与えた発言だけに一層重要である。事務総長は、「アメリカへの9.11攻撃直後に安全保障理事会は、テロ攻撃によって引き起こされた国際平和と安全保障への脅威に対し、全力で戦う決意を表明した。理事会はまた国連憲章の下での固有の個別的及び集団的自衛権について再確認した。関係諸国はアフガニスタンで目下、このような状況下で軍事行動をとっている」(Press Release SG/SM/7985, AFG/149, 国連 homepage) と述べ、米英軍によるアフガン侵攻を容認した。

アナン発言は事務総長の職に在るものものだけに軽視はできないが、しかし彼だけに国連憲章や決議の解釈権があるわけでもない。ここでは取り敢えず当時の政治状況の確認をし、彼も国際政治から無縁な状況で発言できないことを見ておこう。アフガンへの攻撃時とイラク戦争の政治状況の決定的違いは、アフガン攻撃を世界の主要国が「支持した」ことである。中国でさえ早期終結を訴えながら容認した。このような状況の中で事務総長の発言内容が限定されるのは当然である。もしも澤氏が事務総長発言だけを根拠にアフガン侵攻を正当化すると、後に述べる先制攻撃権の主張がおかしくなる。今度はアナン氏自身がアメリカの行動を批判しているからである。アナン発言で国連での合法性に決着がついたのではない。

#### (V)

イラク戦争の国連決議に移ろう。澤氏はイラクに対する武力行使の根拠は安保理決議687と決議1441に求められ、大量破壊兵器を所有しているかどうかなど個別的理由は問題ではないと言われるが、これは乱暴な議論であろう。何故なら氏が根拠とされる安保理決議は大量破壊兵器の廃棄を要求しているのであり、イラクがこの決定に違反しているかどうかと大量破壊兵器の所有いかにかという問題は同じ問題だからである。また以上のことは澤氏の独自の

論理なのかもしれないが、アメリカもイギリスも個別的問題を軽視はしていないし、それ故今も必死に大量破壊兵器を探しているのである。そもそも澤氏は読売新聞の社説を引用して、大量破壊兵器がテロリストに渡るのを未然に阻止するのを今度のイラク攻撃の理由として挙げられていたのではないか。存在しない兵器を引き渡すことはできないであろう。以下国連決議を検討しよう。これはブッシュ大統領自身、フセインに48時間以内に国外退去せよと要求した最後通告演説で「決議678と687によりアメリカと同盟国はイラクから大量破壊兵器を除去するのに強制力を使用することを承認されている」、「決議1441はイラクが重大な義務違反をしていることを確認し、即時かつ完全に武装解除をしなければ深刻な結果を招くと訴えた。今日イラクがそのような武装解除をしたと主張する国はない」(<http://www.whitehouse.gov/news/releases/2003/03/iraq/20030317-7.html>)と述べ、攻撃理由としている点からも重要である。ただし、ブッシュ大統領の根拠には決議678（湾岸戦争の武力行使を容認した決議）が付け加わっている。

決議687は湾岸戦争停戦後にイラクの大量破壊兵器の廃棄とその確認のための視察体制を定めたものである。決議では、生物化学兵器、射程150km以上の弾道ミサイルとその部品、核兵器についてそのストック、研究開発・製造設備を無条件に廃棄すること、以後も使用、開発、製造、獲得しないこと、それを確認する査察団を受け入れることを述べている。これに従い国連大量破壊兵器廃棄特別委員会（UNSCOM）と国際原子力機関（IAEA）の査察が実行されてきた。

決議1441は、イラクが決議687に違反し査察に協力していないこと、イラクに武装解除の「最後の機会」を与えること、イラクは無条件に査察団に対し設備、建物、地下設備、書類、記録などへの無条件、無制限な立ち入りを認めること、重大な違反は「深刻な結果」を招くと警告し、そのような違反が生じたら直ちに理事会に報告し事態を検討する、としている。

イラクは決議1441の後、98年より拒否していた査察を受け入れた。2003年1月のその査察団の公式の報告は不明な点はあるとしながらも、大量破壊兵

器所有の決定的証拠は見つかっていないとし、査察の継続を求めている。また98年まで査察官を務めたリッター氏によれば、91年から98年にかけてイラクの大量破壊兵器の90-95%が査察官によって検証可能な形で廃棄された、これにはかつて大量破壊兵器を製造した工場と、それに付随する製造設備の全てが含まれる、と述べている（リッター、76頁）<sup>7)</sup>。

まずこれらの決議がイラクに対する武力行使の根拠となるか検討しよう。まずイラクが決議687に違反したことは決議1441が確認しているが、決議1441に違反したことは安保理では確認されていない。違反していると言っているのはアメリカやイギリス政府であり、組織としての国連がそれを確認したわけではない。さらに違反をしていたとしても決議1441はその事態を再度安保理で協議するとしており、自動的に軍事力の行使を認めていない。「深刻な結果」が即軍事力の行使を意味するということには私は大変疑問であるが、仮にそうだとしても決議は警告に留まっており、実際の攻撃を認めているわけではない。

西海氏によれば、1441の決議に際してフランスは二段階決議、すなわち最初に期限を設けた査察を受け入れる決議をし、違反した場合に次の段階で武力行使を容認する決議を行うという提案をしたのに対し、アメリカは自動的に武力行使を容認する決議を採択しようとしていた（西海、48頁）。この妥協の産物が決議1441である。それで決議はイラクが違反した場合は再度理事会に持ち帰るとなっているが、ただアメリカの主張も明示的に否定されていない。

アメリカは結局湾岸戦争を承認した決議678に最後の根拠を求める。この「ドミノ理論」を西海氏は次のように批判される。「武力行使の禁止は現在国際法の中核をなす原則である。…例外がらんようされる事態は極力排除されなければならない。決議1441、687のいずれにも武力行使を容認する文言は

---

7) リッター氏はアメリカの狙いが一貫してフセイン体制の転覆であり、大量破壊兵器の問題やその査察もその手段として利用されたとしている。また査察は情報収集の手段として利用されたと主張する。

みあたらない。決議678はイラクのクウェートからの撤退という文脈でのみ有効であるにとどまる。これら諸決議を結びつけるリンクの存在を安保理が認めた跡はない」(西海, 49頁)。

澤氏の論理からすれば大量破壊兵器の存在は決定的に重要な問題ではないであろうが、その後の調査状況を確認しておくと、10月に発表されたCIAの暫定報告は最終的には調査はもう6-9カ月かかるとし、いくつかの疑惑は指摘しながら、その存在は確認していない。澤氏が大量破壊兵器が存在したら攻撃を是認するのかと問われているが、これは攻撃をする側が攻撃の理由として列挙していることを、批判者はそれは真実ではないと言っているのであるから、そうでないからといって直ぐに攻撃を支持することにはならない。私自身は例え所有が判明しても攻撃は支持しない。

注目すべきはアメリカ国内からもこの問題で批判が出始めていることである。2003年9月のワシントンポストの報道では米下院情報活動委員会委員長のゴス議員(共和党)とハーマン民主党院内総務は連名でCIA長官に手紙を送り、イラクの大量破壊兵器の存在をめぐる情報活動について「重大な欠陥」があり、1998年当時の評価に依存し、「状況証拠」と「断片的証拠」を使用していると批判した。同委員会は4カ月に渡ってイラク戦争関連の情報活動について極秘文書の調査をしてきたが、これはその一つの結果である。手紙では政府による公式発表と情報活動の結論の間に齟齬があるなら、情報関係者は政府担当官に公式発表は集められた情報と違うということをはっきりさせる責任がある、としている(*Washingtonpost*, Sept. 28, 2003)。ブッシュ政権が議会を説得するためにイラクが大量破壊兵器を持っていると主張した中心的文書は、2002年10月のNational Intelligence Estimateであるが、これは民主党に要求されて慌てて作った「切り貼り仕事」であったという報道もある(*Washingtonpost*, Oct. 24, 2003)。

ところで核の使用に関して、我々はどちらの国により不安を持つべきであろうか。核兵器使用の前歴があり、世界最大の核兵器を保有し、小型核兵器の研究再開を決めた国には核使用の恐れはないのか。最深部の議論は私には

当然分からないが、開戦前に『フォーサイト』は日本外務省幹部の話としてイラクでの米軍による核の使用の可能性に言及している。「もちろん、攻撃開始前にイラクを威嚇し、攪乱する意図」の見方があるが、それでも恐ろしいことではないか（同誌，2002年9月号）。

## (VI)

これまでの議論は国連決議を前提としての、その範囲でアメリカのアフガン、イラク侵攻は正当化という議論であった。国連はそれを判断する正当な組織であろうか。澤氏は自分は国連至上主義者ではないと言われ、国連の限界性を主張される。さらに国連の決議があれば戦争を支持するのかという問いかけをされている。国連の支持いかんという問題はより根本的には、戦争をどういう立場で評価するかということに関わってくる。人類は歴史の中で様々な形で戦争を正当化してきた。「聖戦」という言葉が今回も登場したが、宗教的な目的は正当化への一つの典型的な試みである。現在では正当化の役割を国連が果たしている。アフガンからイラクへの一連の動きを、アメリカ自身も含めたアメリカの支持者も批判派も、その根拠を国連決議のあるなしに求めている。私自身は、国連の合意があればそれは正当な戦争という立場はとらない。それは国連という組織が依然として平和の維持という点で全く不完全な組織だからであり、その判断が常に正しいとは言えないからである。国連は一つの「国際組織」である。それは主権を持つ諸国間の合意により成立したもので、政治的意見の対立と妥協がなされる国際政治の場であり、基本的には諸国家の意志の調整機関に過ぎない。「国際組織の多くはなお今日も、加盟国の主権を尊重して調整機能を行うことを原則とする」（山本，147頁）。国連はその決定を実行する強制力を持たないし、その枠外で行動する国家の行動に対し、何の力も持たない。時には国連としての意志決定そのものが不可能になることもある。国連が現時点ではこのような組織に過ぎないことは、この間の一連の動きがまさに実証した<sup>8)</sup>。そういう意味では国連が決議をあげれば何をしてもよい、という発想は大変危険である。ロシアも

フランスも彼らの過去の行動を見れば無条件に信頼が置ける存在でない。

しかし次の点は確認しておかなければならない。国際組織を作り、それにより戦争という行為を抑制し最大限世界平和を実現しようという考えは、現時点での人類の到達している最高の考えである。歴史の発展方向はこの組織を、権威を持ち確実に機能するものに育てていくことであろう。その意味では国連がどのような決議をし、何を主張しているかを一つ一つ確認していくことは重要な意味を持つ。

奇妙にも国連の評価について、私と澤氏で一致をする。澤氏は自分を国連至上主義者ではないと言われ、それは「国際社会においては国家を超える権力は存在しない」からであり、「国連そのものに機能的限界がある」からであると説明される。しかし「限界」の中身は正反対である。澤氏は米英スペインの提案した武力行使容認決議案を仏独口が反対し、国連安保理として米英などの行動を支持しなかったこと、国連として行動しなかったことを限界と言われている。私は国連決議がないのに武力行使をしたアメリカを止められなかった国連を、限界ある組織と言っているのである。私は限界はあるが、このような国際組織は平和維持のための現時点での最高の方法と考え国連の力を強めることでそれを克服していくことを主張するが、自分たちの主張を受け入れない組織は限界がある、という主張からは国連の未来は見えてこない<sup>9)</sup>。

---

8) 最上氏のアナン評価は厳しい。イラク戦争に関連してであるが、「アナン事務総長の無力さ」と批判し次のように述べる。「事務総長に与えられた権限などしれたものである。しかし、第二代のハマースホルドや第五代のデクエヤルが紛争の解決に果たした、強力に中立的な役割を思い起こすなら、事務総長は手を縛られて何もできないという言い訳はできないだろう。…『世界の人々と同じ』目線に立った難局を平和的に乗り切る仕事は、この職にある人こそが担わなければならない」(最上敏樹「造反無理」寺島他編、155頁)。事務総長の個性や政治能力、政治信条という問題もあろうが、やはり国連組織の限界が根底的問題ではなからうか。



## (VII)

次のテロリストとイラクの問題に移ろう。この問題は当初より明確な証拠をアメリカは示すことができず、ただプラハでの情報部員の接触という話が出ただけであった。2003年2月の国連でのパウエル国務長官の演説でも、イラクでのテロリスト養成のキャンプや90年代にアルカイダとイラクの情報部員が最低でも8度接触していることなどが示されたが、9.11テロとの直接的関連は何ら言及できなかつた (<http://www.state.gov/secretary/rm/2003/17300.htm>)<sup>10)</sup>。前の下院情報活動委員会の手紙も、調査した機密文書で「少なくともこの10年間、国務省がイラクをテロ支援国家に指定している決定に問題はない」としながらも、アルカイダとの関係の理解について情報関係者と政策担当者間に大きなギャップがあるとしている。現在ブッシュ政権内でこの点を頑固に主張しているのはチェイニー副大統領だけであるが、後で大統領自身が直接的な証拠はないと否定せざるを得なくなっている (*Washington-post*, September 29, 2003)。2003年11月の「ニューヨークタイムズ」にウィリアム・サファイアは「発見されたリンク」というコラムを書き、フセインとビンラディンの新たな事実について論じている (*New York Times*, Nov. 24, 2003)。彼が依拠しているのは他のインターネット上に掲載された記事

- 
- 9) 澤氏は「安保理で実際に正規の国連軍が編成されたのは朝鮮戦争のときだけ」と言われているが、厳密に言えば誤解である。憲章では国連軍は「特別協定」に基づいて安保理の下に軍事参謀委員会を設け、その指揮下で活動するとなっているが(46-50条)、今に到るもこの特別協定は締結されていない。朝鮮戦争の際には韓国への軍事的援助の提供や軍隊の提供が勧告され、軍隊は米国の下に統一司令部が置かれ、国連旗の使用が許可された。これを「本来の国連軍」と見る見解もあるようであるが、その後当初欠席していたソ連の安保理復帰後は戦争遂行や停戦交渉に積極的に関与しておらず、この軍隊を国連軍そのものと見なすのは無理である。(この項、山本、723-4頁を参照した。)
- 10) 両者の関係についてプロの評価を聞こう。「イラクとアルカイダの関係は、世俗的なイラク政府と原理主義のアルカイダが協力したという本来的には考えられないことである。そもそも人一倍疑心暗鬼が強い独裁者と邪悪なテロリストが心からの同盟を組むはずがない。つまりイラクとテロの関係は、伝統的な意味での国家支援テロではない」。(宮坂『論座』2003年5月号、63頁)

二つで、重要なのは国防次官補が上院情報活動委員会に提出した手紙に関する記事である (<http://www.weeklystandard.com>)。これは CIA, NSA, FBI, ペンタゴンの両者の関係に関する極秘ファイルとイラク戦争で逮捕されているイラクの諜報関係者の尋問の要約である。詳細は避けるが同記事では、90年から98年にかけてアルカイダとイラク諜報部の間に何度も接触があったことが確認されている。これはある部分はパウエル演説と重なっているであろう。9.11と直接関係する部分は、既に報道されている実行犯の一人モハメド・アタがプラハで4度にわたりイラクの諜報部員と会い<sup>11)</sup>、一度は資金提供が現地イラクの諜報部に命じられていることと、クアラルンプールの実行犯の会合に際し入国を手助けしたイラク人の存在が指摘されている。後者が諜報関係者であったかどうかは確認されていない。このように現時点では、9.11テロとフセイン政権を結びつける決定的証拠は見つかっていない<sup>12)</sup>。

澤氏は一方では個別的理由をイラク戦争の理由として考えているのではないと言われるが、他方で9・11が起きなかったらその後のアフガン侵攻もイラク戦争も起きなかったといわれる。それは当然9.11テロとイラクに関係があったと主張されているのだと思う。何の因果関係もなしに、ただ時間的経緯だけでそのような主張をされているわけではあるまい。そうすると9.11にイラクがはたして関与していたかどうかは澤氏にとっても重要な問題であるはずだ。

---

11) 一番問題となっている2001年4月9日のプラハでのテロ実行犯アタとイラク情報部員アル・アニの接触は、チェコ情報部の報告である。CIAはこれをありうろとしているが、FBIはレンタカーの記録によりその週アタはバージニアとフロリダの間を旅行していたと主張している。サファイアはアタはフロリダで運転免許をまだ取っていなかったため、レンタカーは借りられなかったはず、という説を紹介している (ニューヨーク・タイムズの同コラム)。

12) CIAとFBIは押収したイラクの情報関係文書を調査中で、殆どがアラビア語のため相当時間がかかるという (ウィクリースタンドの同記事)。

## (Ⅷ)

澤氏は先制攻撃論を「新しい態様の戦争」に対する「新しい抑止戦略」といわれて、支持を表明されている。その本質は「先制的攻撃を加えるという威嚇」にあるが、このメッセージが伝わらない敵に対しては「現実的な先制攻撃」も辞さないものとされている。言葉として、これでは「抑止戦略」ではない。冷戦時代に核抑止力というのは、現実の戦争を起こさないということで核所有が「正当化」されてきた議論である（私は核所有を正当化するような議論を支持しない）。だから現実的攻撃を行うのでは抑止にならない。アメリカの政権周辺の人々によるブッシュ政権批判も、抑止と封じ込めという従来のアメリカのやり方を放棄し、現実の戦争に訴えたことに集中しているのである。例えば前国務長官オルブライト氏は、「アメリカの外交政策をほぼ半世紀にわたって特徴づけてきた路線からの大幅な変更がおこなわれてしまった」とブッシュ大統領を批判するのである（Albright, p3, 訳232頁）。しかし言葉の問題より重要なのは澤氏が「先制攻撃の権利」を認めていることにある。

ブッシュ大統領が最初に先制攻撃について語ったのは、2002年6月のウェストポイント陸軍士官学校の卒業記念演説である（<http://www.whitehouse.gov/news/releases/2002/06/print/20020601-3.html>）。そこでは次のように述べている。「前世紀の大部分の期間、わが国の防衛政策は抑止と封じ込めという冷戦の教義に依存してきた。この戦略が有効な場合もあるが、しかし新しい脅威には新しい思考方法が必要である。大量報復を約束する抑止戦略は、守るべき領土と国民を持たないで影に隠れて行動するテロリストのネットワークには無意味である。大量破壊兵器を所有する錯乱した独裁者が、それらの兵器をミサイルに乗せて発射したり、密かに同調するテロリストに供給できる時、封じ込め戦略は不可能である。…テロとの戦争では防衛だけでは勝利はありえない。我々は最悪の脅威が出現する前に敵と戦い、計画を粉碎し、その脅威を取り除かなければならない」。

この主張は同年9月の『国家安全保障戦略』で定式化される。そこでは

「ならず者国家」がテロリストと並んで主要な脅威として登場する。抑止と封じ込めという古い戦略の限界を指摘し、「脅威が大きいほど、行動しない危険は大きくなり、たとえ敵が攻撃してくる時間と場所に不確かな部分が残っていても、我々自身を守るために先制行動を取らざるを得なくなる。敵対勢力によるこのような敵意ある行動の機先を制したり、あるいは防ぐため、米国は必要であれば先制行動を起こす」と述べる。さらに「差し迫った攻撃の危険」に対し国際法は何世紀も防衛行動を合法的としてきたと主張する。

ブッシュ大統領には一つ論理的混雑がある。非国家組織で国際的ネットワークを持つテロ組織との戦いに従来の抑止や封じ込め戦略が適用できないのは、それらが国家を対象とした戦略である故に、理解できる。しかしこの論理がそのまま「ならず者国家」に適用されている。つまりテロ組織と戦うためにはという議論をしておいて、「ならず者国家」も同列とそのまま議論を継続しているのである。当然、イラクを封じ込めておくことはできなかったか、という議論はワシントン周辺からは出てくる議論である。さらにこの先制攻撃論は、相手が既に名指しされており、アメリカは現在、キューバ、イラン、イラク、リビア、北朝鮮、スーダン、シリアの7カ国をテロ支援国家と指定している。学説としてある自衛権としての「先制的自衛権」は、「侵略の危険が差し迫って圧倒的であり、他に選択の手段を熟慮する時間の余裕もなくやむをえないなど、急迫性の存在」を条件としている（山本、732頁）。現在のいわゆる「ならず者国家」にこの「急迫性」はどこに存在するか。あるいはイラクに存在したといえるのだろうか。だからブッシュ政権の先制攻撃論は慣習法として存在しているそれとは全く別物である。

なによりもこの先制攻撃論は、国連憲章に真っ向から対立するものである。それ故アナン事務総長は9月23日の国連総会の演説で、国名は挙げなかったが先制攻撃の権利と義務を持つと主張する国が現れたが、これは国連憲章の原則に対する根本的挑戦と批判したのである。

澤氏は「新しい抑止戦略」とその中の先制攻撃権を一つの軍事戦略として評価されているのか、それともそれは国際法上も立派に根拠を持つ権利とし

て言われているのか、はっきり知りたいものである。

(IX)

ブッシュ大統領の個人的評価については、ブッシュ政権の「外交政策や経済政策を評価・批判」しろとお叱りを受けたが、この点は澤氏の指摘のとおりである。私のようなブッシュ大統領個人の評価がリベラルや反ブッシュ陣営のものという断定は納得できないが<sup>13)</sup>、この議論の継続はあまり生産的とも思えないのでやめて、ブッシュ政権の外交政策の中間総括のような話を稿を改めて行いたい。以下に若干視点だけでも述べておく。ブッシュ政権の外交・安全保障政策はそれまでのアメリカのそれと全く違った新しい路線なのであろうか。ダールダーとリンデイは第二次大戦後アメリカは同盟国や国際組織との協調を第一義に行動してきたが、ブッシュ政権はこれらをわずらわしいものと考え、単独行動主義に走ったことを外交政策の「革命」と呼んでいる (Greenstein ed. に所収の論文)。日本でも単独行動主義、善悪二元論、先制攻撃論などで一般に特徴付けられている<sup>14)</sup>。さらにブッシュ政権内における新保守主義者 (ネオコン) の発言力の高まりで、一層ブッシュ政権の外交政策の新しさが強調されている。しかしアメリカの外交政策としてはむしろ継続の側面が基本にあるのではないか。アメリカはかつてより国連などの国際組織を重視していたわけではなく、独善的行動は何度もあった。ブッシュ

---

13) 澤氏はブッシュの評価に際して「三流週刊誌的」と言われているのがもしもムーアの本のことであるなら、それは誤解である。彼の本は、表現は最低のえげつなさを持っているが、内容は真面目なものである。「本をカバーで判断するな」という代表である。

14) 菅氏は「ブッシュ・ドクトリン」を次のように特徴付けている。「第一にテロリストのみならず、『テロ支援国家』も軍事攻撃の対象とみなす。しかも、ある国がテロリズムを支援しているか否かの判定は米国が下す。第二に、善悪二元論的世界認識を特徴としている。それ故、ブッシュ政権の『対テロ戦争』は悪との十字軍的な戦いとして位置付けられる。第三に、伝統的な抑止概念はテロリストには効果的に機能しないとの考えにもとづき、先制攻撃を正当化した。第四に、アメリカ単独主義の傾向が顕著なことである。第五に、軍事力へのフェティシズムを指摘することができる」(寺島、他編, 117-8頁)。

政権の行動はこれらが極端な形で現れたものといってよい。ネオコンの評価も少し過大評価と思われる。あのような極端な見解がアメリカ政治のなかで長続きするはずがないし、そもそもブッシュ政権にはネオコンだけでは説明できない部分がある。

澤氏はイラク政策の基本はクリントン時代に作られたといわれているが、私はこれは一面の真実は言い当てていると思う。澤氏が誤解しているのは私は民主党の支持者で、その立場からブッシュ政権を批判していると思われている点である。私は「アメリカ帝国主義」の批判者で、その点では民主党も共和党も同罪である。

またブッシュ氏が現アメリカ大統領であることを私は否定しているわけでは勿論ない。しかしどういう形でフロリダ州で投票がなされたかという問題は、アメリカ国民にとってもずっと問題になることであろう。それはアメリカの選挙制度の根幹に関わる問題だからである。

澤氏の議論の方法で気になるのは、「リベラルとか進歩的とか自称する識者」という表現である。まるでブッシュ流の「われわれの側かテロの側か」という議論を聞いているようである。今度のテロ以降のアメリカの行動を議論するときには、このような二分論は当てはまらないと思う。テロによる衝撃を受けた後には、ブッシュを支持した「進歩的知識人」もいたし、フセインの抑圧体制を知る人はやり方は悪くともフセイン体制が倒ればイラクはよくなるのではと期待する人もいた。逆に伝統的アメリカ政治を知る保守的考えの人で、ブッシュ政権の批判者は多い。批判の論理はあくまで具体的になされるのが重要である。

イラクもアフガンも現実はどんどん動いており、まさに戦争の批判者が「言ったとおりではないか」と批判する事態になっている。イラクに民主主義体制を持ち込むというアメリカの意図は当面実現しそうにない。それどころかテロが横行するのに最適な環境、混乱を大規模に作り出している。澤氏は次のように反論するかもしれない。混乱を作り出しているのは最初も今もテロリストではないか、イラクに戦争をしかけたアメリカが悪いのではない、

それをアメリカのせいにするのは、本末転倒だ、と。しかしアメリカは戦争を始める前に当然その後何が起こるのかを予測しなければならないし、そのような警告は何人も人が発していたのである。テロリストが何らかの攻撃を受けた時、彼らがおとなしく引き下がるという風に考える方がナイーブ過ぎる。論理的にはアメリカの行為がどのような意図であれ、テロ行為を誘発し、その条件を拡大しているのである。それが現実の論理である。

### 参考文献

- ケニス・M.ボラック「イラク侵攻という『迫りくる嵐』」『論座』2003年3月。
- ノーム・チョムスキー『テロの帝国アメリカ：海賊と帝王』（海輪由香子，他訳）明石書店，2003年。
- 英国政府「2001年9月11日米国での残虐行為の責任者」『世界』2001年12月号，原文は <http://www.pm.gov.uk/output/Page3682.asp> ただし，英文は修正，追加されている。
- クラウゼヴィッツ『戦争論』（上，中，下）篠田英雄訳，岩波文庫，1968年。
- スコット・リッター「ブッシュ政権は『体制転覆』を優先している」『世界』2003年4月号。
- 松井芳郎「米国の武力行使は正当なのか」『世界』2001年12月。
- 宮坂直史『国際テロリズム論』芦書房，2002年。
- 西海真樹「国際法上正当化できないイラク攻撃」『論座』2003年5月号。
- ジョン・ロバーツ「徹底研究『オサマ・ビン・ラディン』」『フォーサイト』10月20日号，2001年。
- 澤喜四郎「ブッシュ大統領とイラク戦争の正当性—河野教授のコメントに答えて—」『山口経済学雑誌』第51巻第6号，2003年9月。
- 佐渡龍己『テロリズムとは何か』文春新書，2000年。
- ブレント・スコークロフト，ズビグニュー・ブレジンスキー，サミュエル・バーガー，「『軍事的対テロ戦争』では問題は解決しない」『論座』2002年，8月号。
- 寺島実朗・小杉泰・藤原帰一編『イラク戦争：検証と展望』岩波書店，2003年。
- 渡辺光一『アフガニスタン—戦乱の現代史—』岩波新書，2003年。

カレル・ヴァン・ウオルフレン 『ブッシュー世界を壊した権力の真実』 PHP 研究所, 2003年。

山本草二 『国際法』 (新版), 有斐閣, 1994年。

Madeleine K. Albright, “Bridges, Bombs, or Buster?”, *Foreign Affairs*, Vol. 82, No. 5, Sept/Oct 2003. 訳「世界を分裂させたブッシュのアメリカ」『論座』2003年10月号。

Grenville Byford, “The Wrong War”, *Foreign Affairs*, Vol.81, No.4, July/August 2002. 訳「『対テロ戦争』というレトリックの弊害」『論座』2002年11月号。

F.B.I., *Terrorism in the United States 1999: 30 Years of Terrorism, A Special Retrospective Edition*, 2000.

Fred I. Greenstein ed., *The George W. Bush Presidency: An Early Assessment*, The Johns Hopkins University Press, 2003.

Alex P. Schmid & Albert J. Jongman, *Political Terrorism: A New Guide to Actors, Authors, Concepts, Data Bases, Theories and Literature*, Revised edition, North-Holland Publishing Co., 1988.

US Congress, *Joint Inquiry into Intelligence Community Activities before and after the Terrorist Attacks of September 11, 2001*, Report of the U.S.Senate Select Committee on Intelligence and U.S.House Permanent Select Committee on Intelligence, 107th Congress, 2d Session, S. Rept., No. 107-351, H. Rept., No.107-792, US GPO, 2002.

US Department of State, *Patterns of Global Terrorism 2002, 2003*, <http://www.state.gov/s/ct/rls/pgtrpt/2002/>

White House, *The National Security Strategy of the United States of America*, September 2002, 訳「アメリカ合衆国の国家安全保障戦略」(抜粋)(上, 下)『世界週報』2002年12月3日号, 10日号。